

市有財産有償貸付仮契約書

貸付人 佐野市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、市有財産の有償貸付に関し次の条項によりこの契約を締結する。

この有償貸付に係る契約の締結については、電力会社との接続検討協議や経済産業省からの設備認定（以下「認定等」という。）を経なければならないため、当該認定等がなされるまでは仮契約とし、認定等がなされた後に成立するものとする。この場合、本契約書の作成を省略し、甲は本契約とする旨の通知書を乙に送付するものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付財産）

第2条 貸付財産は、次のとおりとする。

No	所在	地目（現	地積（公簿）	備考
1	佐野市関川町 555-1	雑種地	6,090.00 m ²	
2	佐野市関川町 586-2	雑種地	1,460.00 m ²	
3	佐野市関川町 586-1	雑種地	2,121.00 m ²	
4	佐野市関川町 598	雑種地	3,235.00 m ²	
5	佐野市関川町 723-2	雑種地	4,414.00 m ²	
6	佐野市関川町 586-6	雑種地	91.00 m ²	
7	佐野市関川町 586-7	雑種地	217.00 m ²	
8	佐野市関川町 598-2	雑種地	150.00 m ²	
9	佐野市関川町 723-3	雑種地	149.00 m ²	
計			17,927.00 m ²	

（使用目的及び事業実施計画）

第3条 乙は、貸付財産を 大規模な太陽光発電施設 の用途に供さなければならない。

2 乙は、本契約締結後直ちに事業実施計画書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により甲の承認を得た事業実施計画書に基づいて、事業を誠実に実施しなければならない。

4 乙は、やむを得ない事由により事業実施計画書を変更しようとする場合は、事前に甲と協議し、その承認を得なければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、本契約が成立した日から起算して10年間とする。

2 乙は、貸付期間を継続する場合は、前項の貸付期間が満了する1年前までに市有財産借受申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、供給開始日の前日までに、供給開始日を甲に書面により届出なければならない。

4 貸付契約期間満了に伴う現状回復期間は、貸付期間に含む。

(貸付料)

第5条 貸付料は、年額 円とする。

2 貸付初年度、貸付終了年度において、貸付期間が1年に満たないものについては、貸付料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該貸付日数を乗じて得た額とする(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(契約保証金)

第6条 乙は、契約保証金として年額賃料10年間分の10%に相当する額を本契約成立までに甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、契約保証金をもって貸付料、遅延利息のほか、乙のこの契約の不履行から生じる一切の損害に充当することができる。この場合において、契約保証金の額に不足を生じたときは、乙は、甲の発行する納入通知書により、直ちにその不足額を甲に支払わなければならない。

3 甲は、乙が貸付財産を賃貸借開始前の状態に回復して甲に返還したとき、又は賃貸借期間中に第15条の規定により甲の承認を受けて賃借権を譲渡した場合は、契約の不履行から生じる一切の損害がないことを確認したのちに、乙の請求により契約保証金を返還するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 甲は、甲において必要があると認めるときは、契約保証金を増額することができるものとする。

(貸付料の支払い)

第7条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発する納入通知書により、指定期日までに佐野市指定金融機関に支払わなければならない。

(貸料の改定)

第8条 甲は、売電価格の高低があったとき、その他正当の理由があると認められたときは、貸付料を改定することができる。

(瑕疵担保等)

第9条 乙は、本契約締結後、貸付財産に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(貸付財産の引き渡し)

第10条 貸付財産は、本契約を締結したとき、乙に対し引き渡しがあったものとする。

(遵守事項)

第11条 乙は、貸付財産を善良な管理者の注意をもって別紙佐野市太陽光発電事業用市有財産貸付に係る仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、施工、維持管理しなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 貸付財産を転貸しないこと。
- (2) 賃借権を譲渡しないこと。
- (3) 貸付財産の使用目的を変更しないこと。
- (4) その他仕様書に定める事項。

(通知義務)

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従わなければならない。

- (1) 貸付財産に存する乙の工作物が滅失又はき損したとき
- (2) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に変更があったとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立て(自己申立てを含む。)等があったとき
- (4) 会社が合併され、又は解散するとき

(使用上の損傷等)

第13条 乙は、乙の責に帰する事由により貸付財産を滅失又は毀損した場合において甲が要求するときは、速やかに自己の負担において原状に

回復しなければならない。

(実地調査等)

第 1 4 条 甲は、必要があると認めるときは、貸付財産を調査し、又は乙に対して参考となるべき報告、もしくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(事業の承継)

第 1 5 条 乙が事業を継続できなくなり、その旨を甲が認めた場合にあつては、乙が選定し、甲が適切と認めた者から甲に対して乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合に、当該者は当該権利及び義務を承継するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第 1 6 条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付財産の賃借権を第三者に承継してはならない。

(契約の解除)

第 1 7 条 甲は、次の各号の 1 に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において公用又は公共用に供するため必要があるとき。
- (3) 貸付料を納入期限後 3 月以上経過してなお支払わないとき。
- (4) 本事業の入札時に提出した誓約書に違反したとき。
- (5) 乙から解約の申し入れがあったとき。

(貸付料の返還)

第 1 8 条 甲は、前条第 1 号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が契約解除の日以降の貸付料を甲に支払済であっても乙に返還しないものとする。

- 2 前条第 2 号及び第 5 号の規定によりこの契約を解除した場合において、甲は契約解除の日以降の貸付料に相当する金額を乙に返還するものとする。ただし、返還金には利息を付さないものとする。

(貸付財産の返還)

第19条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は甲が第17条の規定によりこの契約を解除したときは、貸付財産を甲の指定する期日までに原形に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認め たときは、変更された状態のまま返還することを妨げないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、乙の責に帰する事由により、貸付財産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による当該財産の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第13条の規定により当該財産を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項における場合のほか、乙はこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第17条の規定によりこの契約を解除した場合において、貸付期間に投じた改良費等の有益費、修繕等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(貸付財産の利用の変更等)

第22条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、詳細な設計書、図面及び理由書を提出して、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 貸付財産の形質を改変しようとするとき
- (2) 貸付財産に新たに工作物を設置しようとするとき
- (3) 貸付財産における既存の工作物を増設しようとするとき

(契約の費用)

第23条 この契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に関し疑義のある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

貸付人 甲 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 岡部正英

借受人 乙 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印